

令和2年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月4日（火曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子

栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優

田中 雄策

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保

福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子

吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美

伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造

中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 田上 みゆき

【推進委員】 永前 茂則

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ

農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

報告第 7号 農地等の合意解約について

報告第 8号 農用地利用配分計画について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和2年7月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。田上委員と永前委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。

尾山議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、栗下委員と稲田委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第7号から報告第8号及び議案第23号から議案第26号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第7号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　報告第7号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は6件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年7月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないものについて、順を追ってご説明いたします。

まず、整理番郷1番につきましては、耕作者変更に伴い解約するものでございます。

整理番号2番については、先月の総会で追加のあった議案に関連するものでございます。

続きまして、整理番号3番については、借受人から耕作できないとの申出があったため、解約するものです。今後については、未定との事です。

続きまして、整理番号5番及び6番については、他の担い手に貸し付けする予定との事です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第8号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第8号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年7月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。計23件、54筆、48,525㎡となっております。詳細につきましては、4ページから9ページに記載のとおりです。以上、報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第23号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転3件、貸借2件の合計5件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容について、概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたします。11ページをご覧ください。整理番号1番、畑2筆、609㎡の贈与です。

整理番号2番、田2筆、1,684㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。譲受人につきましては、えびの市では経営面積はございませんが、〇〇においては、7,684㎡の経営面積がございますので下限面積要件

を満たしていると判断しております。尾山会長の掘起しです。12ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、1, 136㎡の売買です。価格は総額〇〇円
所有権移転については、以上になります。続いて、貸借について、ご説明
いたします。13ページをご覧ください。

整理番号1番、畑3筆、5, 247㎡の賃貸借です。借賃は10アール
あたり〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、670㎡の使用貸借です。以上、所有権移転3
件、貸借6件です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第23号については、各担当委員が
現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」
の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。
整理番号1番の土地を赤川委員に、申請人「受人」の確認を下原委員に
お願いします。まず、赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は
〇〇自治会内にあります。周辺は全て畑作地帯です。形状・日照・接道・
排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇
自治会で水稻主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。所有農地の管
理も行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断しま
した。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願い
します。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地は基盤整備済みですが、湿地のため、ヨシが入り、何十年も耕作されていない農地に隣接しています。周辺は宅地と水田が混在しています。日照・接道は良好で用水は湧き水、排水は良好です。権利取得後は、盛土をして数年かけて、果樹園か家庭菜園する予定です。

続きますと、受人の営農状況は、水稻主体の専業農家です。〇〇から引っ越しをされて15年くらいになるとの事です。地域との調和については、営農にも一生懸命取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事か何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの整理番号3番の土地を山下委員に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 それでは整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みでございます。申請農地周辺は、西側に水田、東側は宅地、三方に道路に接しています。日照・接道は良好です。用排水はパイプラインで良好でございます。現状は水稻が作付けされていまして。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家で認定法人の構成員で後継者もいます。所有農地の管理は行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題

ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に13ページの貸借整理番号1番の土地を赤川委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は全て畑作地帯です。野菜が作付けされていきました。形状・日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。渡人との関係は、妻の父親との事です。認定法人を1年前に退職されて、新たに法人を立ち上げようと準備中との事でございます。所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は水田地帯です。申請農地西側は竹山に接していますが、日照に影響はなく、日照・接道・用排水は良好です。現在は転作で管理耕作されていきました。

続きまして、受人につきまして、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会の水稻主体の専業農家です。所有農地の畔や用水路の管理も行き届いており、地域の奉仕活動にも積極的に参加している事から、何ら問題ないと

判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計5件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第23号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第24号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第24号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数は利用権設定19件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が7件となっております。申出人の住所・氏名、

期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていた
それでは整理番号1番、21ページをご覧ください。田19筆、畑7筆
計26筆、26,574㎡の賃貸借です。

整理番号2番、22ページをご覧ください。田6筆、3,281㎡の賃
貸借です。24ページをご覧ください

整理番号3番、田5筆、2,108㎡の使用賃貸借です。

整理番号4番、畑1筆、4,956㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、3,578㎡の賃貸借です。25ページをご覧
ください。

整理番号6番、畑3筆、4,517㎡の賃貸借です。

整理番号7番、27ページをご覧ください。田7筆、3,801㎡の
使用賃貸借です。この申請地は現在、〇〇地区の畑かん事業で工事が入っ
ているため、1年間だけ使用賃貸借して、来年、あらためて貸借を結びな
おす予定と聞いております。

整理番号8番、28ページをご覧ください。畑5筆、7,742㎡の
使用賃貸借です。受人は、〇〇の認定農業者でえびの市内での経営面積は
15,135㎡で、〇〇での経営面積は15,165㎡となっています。
全て露地野菜を作付けしているとの事でした

整理番号9番、畑1筆、5,960㎡の賃貸借です。29ページをご覧
ください。

整理番号10番、畑2筆、11,517㎡の賃貸借です。

整理番号11番、30ページをご覧ください。畑2筆、6,122㎡の
賃貸借です。

整理番号12番、畑1筆、1,487㎡の賃貸借です。整理番号9番
から12番までの受人は、〇〇の認定農業者で議案書に記載されている
えびの市内の経営面積20,414㎡の他に〇〇内で104,529㎡
の経営農地があり、全て露地野菜を作付けしているとの事でした。

整理番号13番から19番までは、農地中間管理事業となりますので

その旨の説明は省略させていただきます。また、今月の農地中間管理事業の案件は、全て期間満了に伴う再設定となっております。

整理番号13番、畑1筆、1, 639㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号14番、畑5筆、16, 396㎡の賃貸借です。

整理番号15番、33ページをご覧ください。畑6筆、22, 466㎡の使用貸借です。

整理番号16番、34ページをご覧ください。畑3筆、5, 275㎡の使用貸借です。

整理番号17番、畑1筆、978㎡の使用貸借です。36ページをご覧ください。

整理番号18番、畑5筆、8, 354㎡の使用貸借です。

整理番号19番、畑1筆、1, 768㎡の使用貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第24号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第24号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第

26号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長

尾山議長 事務局。

事務局 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。38ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。39ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,253㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年9月1日から令和2年11月30日までとなっています。事業費については、土地取得費〇〇円、部材費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応されるということです。雨水などの排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、1,007㎡を駐車場敷地として申請するものです。権利関係は使用貸借です。工事期間は令和2年9月10日から令和2年10月31日までとなっています。貸借期間は令和2年11月1日より10年間となります。事業費につきましては、造成費〇〇円を貸渡人が全額自己資金で対応されることです。雨水などの排水につきましては、北側市道側溝へ排水します。

農地法第5条につきましては、以上、2件となります。

続きまして、議案第26号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。40ページをご覧ください。今月の証明願い件数は6件でございます。41ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、畑3筆、計4筆11,822㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、509㎡です。申請理由は山林です。41ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、127㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、905㎡です。申請理由は山林です。農振区分が農業振興地域内農用地となっておりますが、農振担当と協議済みです。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田2筆、計1,702㎡です。申請理由は山林です。42ページをご覧ください。

整理番号6番、場所が大字〇〇、田1筆、1,111㎡です。申請理由は原野です。農振区分が農業振興地域内農用地となっておりますが、農振担当と協議済みです。以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第25号及び第26号については、8月3日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、8月3日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条2件、非農地証明願ひ6件、計8件です。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第5条の議案第25号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、太陽光発電施設を設置したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談し、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。飯野橋から北に約400mのところに位置します。申請地の状況は、東側は山林、西側は市道、南側は山林、北側は宅地に接しております。周囲に農地ないので農地への影響はまったくないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。貸渡人は、〇〇の保護者のために駐車場を整備して、駐車場を無料で開放していましたが、

諸事情により駐車場用地を売却する事となりました。そのため、〇〇の保護者のために、新たに駐車場を造成したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約200mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が宅地、西側が田、南側が水路、北側が市道に接しています。西側に農地はありますが、駐車用地として、造成するだけなので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第26号の整理番号1番につきまして、ご説明いたします。場所は〇〇地区で現況は山林となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的

条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は山林となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番についてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、また、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であるため、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して農地として利用することが困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請2件、非農地証明願い6件の計8件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いいたしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて

て、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第25号及び第26号の計8件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

栗下委員　議長。

尾山議長　栗下委員。

栗下委員　議案第25号、5条の整理番号2番について、ご質問いたします。借受人が〇〇となっておりますが、使用目的は学校行事における駐車場と理解してもよろしいのでしょうか。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　栗下委員のご質問に回答いたします。今回、〇〇からの申請となっておりますが、学校行事での駐車場が足りないという事での申請でございます。付け加えますと駐車場は今まであったんですが、その土地が別の目的で使用される事となりまして、今回、申請されたものでございます。

尾山議長　栗下委員、よろしいでしょうか。

栗下委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第25号及び第26号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第25号及び26号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。議案第25号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第26号は、お諮りのとおり

決定いたします

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前 9時43分